

# 農地法第5条許可申請書

住んでいる  
行政区名を記載

譲渡人	<b>宇土 二郎</b>		携帯番号を 記入してください	行政区 <b>浦田</b>
連絡先	電話( <b>0964</b> )△△-〇〇〇〇 (携帯) 〇〇〇-△△△△-〇〇〇〇			
譲受人	<b>宇土 太郎</b>		携帯番号を 記入してください	行政区 <b>浦田</b>
連絡先	電話( <b>0964</b> )△△-〇〇〇〇 (携帯) 〇〇〇-△△△△-〇〇〇〇			
地区農業委員氏名及び確認印 ※確認印は、現地確認後に押印しますので、申請時は空欄でお持ちください。	氏名	空欄で申請		印
土地改良区にて 押印 土地改良区 該当の有無	熊本平野南部土地改良区	( 〇〇 )土地改良区	熊本平野 南部土地 改良区理 事長之印	〇〇土地 改良区理 事長之印
	該当 ( <b>有り</b> ・ 無し )		"有り"でも"無し" でも押印必要	該当 ( 有り ・ <b>無し</b> )
宇土市土木課にて 押印 道路法第24条 該当の有無	道路管理者(土木課)			
	道路工事施行承認申請の該当( 有 ・ <b>無し</b> )			
	土木課確認者	〇〇 〇〇	印	"有"でも"無"で も押印必要
農用地区域 該当の有無 ※申請時は 空欄でお持ち ください。	農林政策課			
	宇土農業振興地域整備計画における農用地区域の該当( 有 ・ 無し )			
	農林政策課確認者	空欄で申請		印
行政書士事務所	電話( <b>0964</b> )△△-〇〇〇〇 (携帯) 〇〇〇-△△△△-〇〇〇〇			
	行政書士に依頼している場合、 事務所名や電話番号を記入する		〇〇〇〇 事務所	

※農地転用許可について「宇土市人為による災害の防止等に関する条例」、「宅地造成及び盛土等規制法」に該当する場合、農地法施行規則第47条第2号の2の規定により、農地転用申請に係る法令や条例により義務付けられている行政庁との協議を現に行っている必要があります。これらの条例、法律に該当する場合の申請手続きや協議終了期間について都市整備課へお尋ねください。

農業委員会事務局		確認者印			
		局長	次長	農業者年金	担当者
	月分受付		番		

は農業委員会事務局にて記入します

転用添付書類点検表

譲渡人 宇土 二郎  
譲受人 宇土 太郎

必要な書類がそろっているかチェックをして

	添付書類	内容及び説明	チェック欄		
			有	無	該当なし
1	全部事項証明書	法務局で交付されます。(3か月以内に交付されたもの)			
2	定款若しくは寄付行為の写し又は法人の登記事項証明書	譲受人が法人による転用申請のみ必要 ※定款、寄付行為の写しは原本証明をしたもの ※登記事項証明書は法務局で交付			
3	事業計画書	事業内容及び周辺農地に対する被害防除対策等を記載			
4	資金計画書	土地代・建築費・資金等を記載			
5	資金証明書	残高証明書または融資証明書等			
6	位置図	1/10,000 ~ 1/15,000縮尺地図に申請地を記入			
7	周辺状況図	申請地の周辺状況がわかる地図(住宅地図等)			
8	字図(法務局14条)	法務局で交付されます。			
9	配置図(土地利用計画図)	建物等がどこに配置されるかを記入			
10	給・排水計画図	給水及び排水経路を記載する。(配置図に併記しても可)			
11	その他参考となる図面・書類				
12	排水同意書(区長、土地改良)	申請地区の区長、土地改良区の同意			
13	土地改良区意見書	申請地が土地改良区に該当する場合のみ			
14	公共財産払下手続き書類	公共財産の払い下げや付け替え等の手続きの証明			
15	他法令許認可証明	他の法令による許認可証明や手続き中である旨の証明			
16	小作契約の解約等証明	申請地が小作地の場合、合意解約書等			
17	土地代替性検討表	第1種農地、第2種農地の場合			

その他

	抵当権者同意書	仮登記・抵当権等が設定されている場合。			
	始末書(無断転用)	事前着工や既に転用完了している場合は経緯を記載した始末書			
	貸借契約書				
	宅建取引業者免許(コピー)				
	現況写真				
	委任状(申請人または行政書士)	申請書に関する一切の件(申請書作成、提出および許可書受取り)について委任できます。			
	委任状(申請人または行政書士以外)	申請書の提出および許可書の受け取りのみを委任できません。			

- ・申請締め切り 毎月20日(20日が閉庁日の場合は翌開庁日)
- ・申請書類 1部提出(ただし、申請面積が4haを超える場合は2部)
- ・農業委員会総会 毎月10日(10日が閉庁日の場合はその前の開庁日)
- ・申請面積が1,000㎡を超える場合は、都市整備課と事前に協議を行うこと。

# 農地法第5条の規定による許可申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

宇土市農業委員会会長 様

譲渡人 氏名 宇土 二郎 宇土 印

譲受人 氏名 宇土 太郎 帝土

下記によって転用のための農地(採草放牧地)の権利を設定、移転したいので、農地法第5条の規定によって許可を申請します

1 当事者の住所等	当事者の別	氏名	住所					職業
	譲渡人	宇土 二郎	熊本 都道府県	宇土 郡市	浦田 町	〇〇 番地	農業	
	譲受人	宇土 太郎	熊本 都道府県	宇土 郡市	浦田 町	△△ 番地	建設業	

2 許可を受けようとする土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	利用状況	10a当たり普通収穫高	耕作者の氏名	市街化区域、市街化調整区域、その他の区域の別
			登記簿	現況					
	宇土市〇〇町	〇〇	田	田	1,000	水稻	400kg	宇土 二郎	
計		1,000 m <sup>2</sup>	(田 1,000 m <sup>2</sup> 畑 m <sup>2</sup> )						

3 転用計画	(1) 転用の目的	貸建設資材置場				(2) 権利を設定し、または移転しようとする理由の詳細 別添 事業計画書のとおり						
	(2) 事業の操業期間又は施設の利用期間	年 月 許可 日から 永 年間										
	(3) 転用の時期及び転用の目的に係る事業又は施設の概要	工事計画	第1期	着工	令和〇年〇月〇日から	第2期	着工	年月日から				
			完了	令和〇年〇月〇日まで	完了	年月日まで		合計				
			名称	棟数	建築面積(m <sup>2</sup> )	所要面積(m <sup>2</sup> )	名称	棟数	建築面積(m <sup>2</sup> )	所要面積(m <sup>2</sup> )	棟数	建築面積(m <sup>2</sup> )
土地造成		/	/	/	1,000	/	/	/	m <sup>2</sup>	/	/	1,000
建築物		/	/	m <sup>2</sup>	/	/	/	m <sup>2</sup>	/	/	m <sup>2</sup>	/
小計	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
工作物	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	
「所有権 移転」、「賃貸借権 設定」、「使用貸借権 設定」のうち該当するものを記載してください												
		1,000	/	/	/	/	/	/	/	/	1,000	

4 権利を設定移転しようとする契約の内容	権利の種類	権利の設定、移転の別		権利の設定、移転の時期	権利の存続期間	その他
	所有権	設定	移転	許可後	永年	

5 資金調達についての計画 別添 資金計画書のとおり

6 転用によって生ずる付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概 別添 事業計画書のとおり

7 その他参考となるべき事項  
・都市計画区域 (内・外) 用途地域 (工業地域)  
・盛土規制法に基づく許可・届出の要否 (必要・不要)

# 事業計画書

## 1 事業者

(住所) 熊本県宇土市浦田町〇〇番地

(氏名) 宇土 太郎

## 2 土地選定理由

申請地は現在使用している資材置場や事務所に近く、国道や県道も近隣を通っており、資材運搬の面でも利便性が良いため。

なお、転用申請について、他の周辺宅地、雑種地で探しましたが、必要事業面積をまかなえる場所が見当たらず、本申請地での計画となりました。

## 3 事業の目的及び必要性

現在、申請地の近くに雑種地を所有して資材置場に使用しておりますが、経営する〇〇建設(株)の事業拡張に伴い、露天の資材置場が不足するため、申請地を資材置場として転用申請をするものです。

なお、申請人へ所有権移転し、申請人が代表を務める法人へ建設用資材置場として貸し付ける。

## 4 計画概要

(事業面積) 1,000 m<sup>2</sup> (転用面積) 1,000 m<sup>2</sup>

(土地利用計画: 建設建物又は設置する施設の概要等(建物面積) m<sup>2</sup>

土地造成敷地面積 1,000m<sup>2</sup>

(工事期間) 着工 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日から  
完了 令和 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日まで

## 5 給排水計画

(給水方法)

要しません。

(雨水、生活雑排水、汚水のそれぞれの処理方法)

雨水…地下へ自然浸透させます。

汚水、生活雑排水…要しません。

## 6 被害防除計画

(造成中の被害防除方策)

被害が生じない様に施行します。

万が一被害が生じた場合は、迅速に対処します。

(完成後の被害防除方策)

この転用により、雨水・土砂の流出や周辺農地への被害が万が一発生した場合は、迅速に責任を持って対処します。

# 資金計画書

事業者

(住所) 熊本県宇土市浦田町〇〇番地

(氏名) 宇土 太郎

事業費	金額	
土地代		円
土地造成費	5,000,000	円
建築費		円
その他雑費		円
合計	5,000,000	円

資金調達方法	金額	
自己資金	3,000,000	円
借入金	2,000,000	円
合計	5,000,000	円

# 融資(予定)証明書

「仮審査終了のお知らせ」  
でも証明書類になります

令和 年 月 日

(事業主住所)

(事業主名)

様

銀行からの  
証明が必要

金融機関所在地

金融機関名

本・支店長名

印

下記案件に関しては、農地法第 条の許可を条件に、融資予定であることを証明します。

## 記

1 融資案件所在  
(農地転用物件所在)

熊本県宇土市 町字 番  
地目 地積 m<sup>2</sup>

2 融資案件内容

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

3 融資予定金額

¥ \_\_\_\_\_

※ 本証明書使用目的 農地法に基づく転用許可申請書に添付

# 排水同意書

## 転用物件

町	字	地番	地目		面積(m <sup>2</sup> )	所有者
			台帳	現況		
〇〇町	〇〇	〇〇	田	田	1,000	宇土 二郎

上記の土地が 貸建設資材置場 の目的に転用されることについて、その排水計画が別紙のとおりであり、この計画のとおり実施される事に同意する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

行政区長の印があれば行政区長の印で押印  
無ければ、行政区長の認印を押印

( 〇 〇 ) 区  
行政区長氏名

浦田 花子

〇〇区  
行政区  
長之印

浦

土地改良区該当”有り”の場合は  
土地改良区からの印鑑が必要

(熊本平野  
南部) 土地改良区

理事長 〇〇 〇〇

熊本平野  
南部土地  
改良区理  
事長之印

印

( ) 土地改良区

# 誓約書

土木課から公道に接する箇所  
に側溝を布設した方がよいと指摘  
があり、側溝を設置する場合は  
誓約書を転用申請書に添付して  
ください

宇土市長 元松 茂樹 様

## 1. 転用物件

宇土市 ○○ 町字 ○○ 番 地目 田 面積 1,000 m<sup>2</sup>

## 2. 転用目的

貸建設資材置場

## 3. 工事着工予定年月日

令和 ○○ 年 ○○ 月 ○○ 日

上記物件の農地転用に伴う道路敷地内の道路側溝布設につきましては、官民境界を確認のうえ農地転用許可日までに道路工事施工承認申請し、農地転用許可日以降すみやかに側溝布設する事を誓約いたします。

令和○○年 ○○ 月 ○○ 日

## 申請人

住所 宇土市浦田町○○番地

氏名 宇土 太郎



連絡先 (携帯)○○○-△△△△-○○○○  
(TEL)